

## ○ 鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校専攻科規則第4条の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項及び業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の審議及び業務を行う。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関すること。
- (2) 年間教育計画の適正な管理・運用に関すること、及び授業時間の編成に関すること。
- (3) 入学者選抜に関すること。
- (4) 入学、退学、転学、休学、復学及び修了に関すること。
- (5) 試験及び学生の学業成績・学習支援に関すること。
- (6) 学生の進学及び就職に関すること。
- (7) 学生の厚生補導に関すること。
- (8) 専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格の認定に関すること。  
ただし、教員審査委員会に係るものを除く。
- (9) 教育プログラムの運用・改善に関すること。
- (10) 教育プログラムの改善事項の教育プログラム点検会議への報告に関すること。
- (11) 学生、卒業生、企業からの教育プログラムへの要望等に関すること。
- (12) 教育プログラム履修生の学習・教育目標達成度評価に関すること。
- (13) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの点検及び起案に関すること。
- (14) 所掌業務に係る内部質保証に関すること。
- (15) その他専攻科の運営に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻科長
  - (2) 専攻長
  - (3) 各類並びにリベラルアーツ系で、専攻科を担当する教員 若干名
  - (4) 学生課長
  - (5) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3 前項の委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の出席を求め、意見を求めることができる。

(委員会の運用)

第6条 委員会は、他の委員会と密接な関係があり調整を必要とする場合、又は他の委員会で審議することがふさわしいと判断した場合は、それぞれ調整し、又は審議を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会で審議された事項を整理し、校長に報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校教育プログラム改善委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 8 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、令和 12 年 3 月 31 日までの間、「各  
類」とあるのは、「機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科及び都市  
環境デザイン工学科」と、「リベラルアーツ系」とあるのは、「一般教育科」と読み替  
えるものとする。